

市県民税の申告はお早めに！！

申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)

問合せ 課税課市民税係 ☎内線 3012
白沢支所生活係 ☎内線 7832
利根支所生活係 ☎内線 7929

※申告期間中(2月16日(火)～3月15日(月))は職員が申告を受けていることから、後日折り返しの連絡となることがあります

申告が必要な人

今年1月1日現在、本市に住所があり、令和2年中の収入状況が、次のいずれかに該当する人です。

- ① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得(個人年金や報酬)などの収入があった人
 - ② 給与収入があった人で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
- ※勤務先へご確認ください

令和3年度市県民税の申告受け付けが始まります。この申告は、昨年1月1日から12月31日までの収入が申告の対象で、来年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となります。

申告をしないと、各種証明の発行や手当などが受けられなくなることがありますので、申告が必要な人は、必ず3月15日(月)までに申告書を提出してください。

申告が不要な人

令和2年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人

- ③ 給与・公的年金以外の収入があったが、確定申告の必要がない人
- ④ 公的年金などの収入金額の合計が400万円以下であり、かつ他の所得金額が20万円以下で確定申告書を提出していない人
- ⑤ 収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっていない人
- ※ 申告書裏面の所定欄にその旨を記入してください
- ⑥ 申告の必要はないが、控除を追加することで市県民税が減額になる人

申告書の提出方法

■ 申告書を自分で作成する人
申告書に次のものを添付の上、郵送または申告会場に設

- 置の提出箱へ提出してください。
- なお、申告書の内容に不明な点などがある場合は、後日内容の確認をさせていただく場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。
- 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写し、または通知カードの写し
- ※ 通知カードの場合は、運転免許証など身元確認書類の写しも添付してください
- 医療費や生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類
- 申告会場で面談をして申告書を出す人
次のものを持参してください。
- 申告書
- 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード
- ※ 通知カードの場合は、運転免許証などの身元確認書類も持参してください
- 印鑑(認め印)
- 昨年中の収入が分かるもの
- ① 給与収入があった人は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など
- ② 営業・農業・不動産の収入があった人は、収支明細書や帳簿類、領収書など
- ③ 公的年金などの受給者は、

マイナンバーの確認

社会保障・税番号制度の開始に伴い、申告書などに個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。

マイナンバーの提供を受ける際は、番号法により、本人確認が義務付けられているため、申告書などの受付時に番号確認(申告書などに記載された番号が正しいことの確認)と、身元確認(申告書などの提出者が正しい番号の持ち主であることの確認)を行います。

※ 確定申告の場合には、それぞれの確認書類の写しが必要となります